



交通安全情報No.44

ストップ・ザ・交通事故

令和5年8月16日
警察本部交通部
交通総合対策センター

安全運転管理者選任事業所必見!

12月1日から次の2点が義務化となります。

- ★ アルコール検知器を使用した酒気帯び確認
- ★ アルコール検知器を常時有効に保持すること

道路交通法施行規則第9条の10
第6号、7号関係



「自動車の使用者」の皆さんへ

自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、安全運転管理者の業務を行うため必要な権限を与えらるとともに必要な機材を整備しなければなりません。(道路交通法第74条の3第7項)

アルコール検知器を使用した酒気帯び確認が12月から始まりますのでしっかりと準備しましょう。

「常時有効に保持」って？

アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいいます。このため、アルコール検知器製作者が定めた取扱い説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。



適正な安全運転管理者業務を